

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社ライムイシモト

(法人番号：6310001008212)

業者の住所：長崎県諫早市貝津町2071-7

2. 指名停止措置期間：令和7年9月9日から令和7年12月8日まで
(3か月)

3. 指名停止措置の範囲：福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県

4. 事実概要：

株式会社ライムイシモトは、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上し審査を受けたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日、長崎県知事から監督処分（営業停止45日間）を受けたもの。

5. 指名停止措置理由：

上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

従って、本件については、指名停止3か月を適用する。

指名停止措置要領付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内